

佐賀県新規漁業就業者支援事業費補助金交付要綱

平成27年4月20日 水産第201号

最終改正 令和8年3月24日 水産第4912号

(趣旨)

第1条 知事は、漁業の新規就業希望者、漁業研修中の研修生及び漁業研修終了者等に対して、短期間の漁業体験の機会を提供し、漁業に対する適性などを確認する就業体験事業や、水産業の専門的知識や資格を習得できる学ぶ給付金事業、漁業就業希望者の増加を促す新規漁業就業者募集PR事業、新規漁業就業者及び指導漁業者の育成を図る新規漁業就業者・指導漁業者育成事業、漁家の後継者の新規就業支援を目的とした漁家後継者研修支援事業及び新しく漁業に独立就業した者の自立を支援する新米漁師自立支援事業によって、漁業の担い手の確保及び育成の推進を図るため、佐賀県新規就業者支援事業実施要領（平成27年4月20日付水産第201号生産振興部長通知、以下「実施要領」という。）に基づき、佐賀県漁業就業者支援協議会（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(交付の対象経費、補助率及び補助事業者)

第2条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、別表のとおりとする。

2 補助事業者は、自己又は協議会の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、協議会の役員若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者

3 補助事業者は、前項第2号から第7号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

3 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る

補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

- 4 補助事業者は、第1項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。
- ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助金の交付の条件）

第4条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）規則及びこの要綱の規定に従うこと。
 - （2）補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、別表の区分の欄に掲げる対象経費の30%以内の増減についてはこの限りではない。
 - （3）補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、佐賀県ローカル発注促進要領（平成24年10月9日付）のとおり県内企業と契約するように努めること。
 - （4）補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
 - （5）補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - （6）補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整理し、補助事業完了後5年間保管すること。
 - （7）補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
 - （8）補助事業者は、補助事業により取得した財産について、処分制限期間においては様式第8号の財産管理台帳及びその他の関係書類を整理保管しなければならない。
 - （9）規則第22条の規定により、知事に承認を得て財産を処分したことにより収入のあった場合は、当該収入の全部または一部を県に納付させることがある。
 - （10）補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対し、（1）から（9）までに規定する条件を付すこと。この場合において、「補助事業」とあるのは「間接補助事業」と、「知事」とあるのは「補助事業者」と、「補助金」とあるのは「間接補助金」とそれぞれ読み替えるものとする。
- 2 前項第4条（2）の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

（申請の取下げ）

第5条 規則第7条の規定による申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の日から15日以内とする。

(流用の禁止)

第6条 別表の区分の欄に掲げるⅠからⅡの補助金については、それぞれ相互間に流用してはならない。

(実績報告)

第7条 規則第12条に規定する実績報告書は、様式第3号のとおりとする。なお、新米漁師自立支援事業の実績報告書の提出に当たっては、補助事業者は原則として現地確認を行うものとする。

- 2 第3条第4項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第3条第4項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第4号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。
- 4 第1項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定に係る年度の末日（ただし、補助金が全額概算払で交付された場合は、翌年度の4月末日）のうち早い期日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付)

第8条 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は様式第5号のとおりとする。

- 2 この補助金は、知事が必要と認めた場合は概算払で交付することができる。なお、新米漁師自立支援事業の概算払請求に当たっては、補助事業者は原則として現地確認を行うものとする。
- 3 前項の規定により概算払の交付を受けようとする場合の概算払請求書は、様式第6号のとおりとする。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の11月末日現在において、様式第7号により事業遂行状況報告書を作成し、翌月の末日までに知事に提出することとし、その提出部数は1部とする。

- 2 前項に定める時期のほか、知事は事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(交付決定の取消し)

第10条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し又は補助金の交付の内容、条件、その他法令等若しくは指示に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 知事は、補助事業者が第2条第2項及び第3項の規定に該当することが判明したときは、前項の規定を準用する。
- 3 前2項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消した場合において、補助金を返還させることができる。

(財産の処分の制限)

第11条 規則第22条ただし書きの規定による財産の処分を制限する期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定める耐用年数とする。

- 2 規則第22条第2号に規定する財産は、それぞれ1件の取得価格が10万円以上の機械及び器具等とする。

附則 （平成27年4月20日 水産第201号）
この要綱は、平成27年度分の補助金から適用する。

附則 （平成29年3月31日 水産第3215号）
この要綱は、平成29年度分の補助金から適用する。

附則 （平成30年3月30日 水産第2939号）
この要綱は、平成30年度分の補助金から適用する。

附則 （平成31年3月29日 水産第3327号）
この要綱は、平成31年度分の補助金から適用する。

附則 （令和2年3月31日 水産第3573号）
この要綱は、令和2年度分の補助金から適用する。

附則 （令和3年2月10日 水産第3308号）
この要綱は、令和2年度分の補助金から適用する。

附則 （令和3年3月29日 水産第3999号）
この要綱は、令和3年度分の補助金から適用する。

附則 （令和7年3月12日 水産第4864号）
この要綱は、令和7年度分の補助金から適用する。

附則 （令和8年3月24日 水産第4912号）
この要綱は、令和8年度分の補助金から適用する。

別表

区分	対象経費	補助率
I 新規漁業就業者支援事業	(1) 就業体験事業 (2) 学ぶ給付金事業 (3) 新規漁業就業者募集PR事業 (4) 新規漁業就業者・指導漁業者育成事業 (5) 漁家後継者研修支援事業 (6) 協議会費	10 / 10 以内。 ただし、予算の範囲内を上限とする。
II 新規漁業就業者支援事業（投資）	(1) 新米漁師自立支援事業	10 / 10 以内。 ただし、予算の範囲内を上限とする。

(様式第 1 号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住 所
氏 名

年度佐賀県新規漁業就業者支援事業費補助金交付申請書

年度において、下記のとおり佐賀県新規漁業就業者支援事業を実施したいので、佐賀県新規漁業就業者支援事業費補助金 金 円を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県新規漁業就業者支援事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的及び効果

2 事業の内容

I 新規漁業就業者支援事業

事業内容	事業費	備考
計		

II 新規漁業就業者支援事業（投資）

事業内容	事業費	備考
計		

3 経費の配分

I 新規漁業就業者支援事業

補助事業に要する経費	負担区分	
	県費補助金	自己資金
計		

II 新規漁業就業者支援事業（投資）

補助事業に要する経費	負担区分	
	県費補助金	自己資金

計		

4 事業完了予定年月日

5 収支予算

(1) 収入の部

(単位：円)

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
県費補助金					
計					

(2) 支出の部

I 新規漁業就業者支援事業

(単位：円)

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
計					

II 新規漁業就業者支援事業（投資）

(単位：円)

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
計					

6 添付書類

- ・誓約書（様式第1号別紙）

(様式第 1 号別紙)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要とする場合は、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は当協議会の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - (4) 自己、当協議会若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1 の (2) から (7) に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

佐賀県知事 様

〔 団体にあつては事務所所在地 〕

住 所

〔 団体にあつては法人・団体名、代表者名 〕

(ふりがな)

氏 名

〔自署〕

生年月日

(昭和・平成)

年

月

日

(様式第 2 号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 住所
氏名

年度佐賀県新規漁業就業者支援事業変更承認申請書

年 月 日付け水産第 号により補助金交付決定の通知のあった
佐賀県新規漁業就業者支援事業費補助金について、下記により事業の内容及び経費の
配分を変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、佐賀
県補助金等交付規則及び佐賀県新規漁業就業者支援事業費補助金交付要綱の規定によ
り、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更計画の内容

(注)

- 1 金額の変更のない変更申請の場合は、〔 〕の分は消去すること。
- 2 関係書類は、補助金交付申請書に準じて作成し、変更前の事業内容及び経費の配分と変更後の事業内容及び経費の配分を比較できるよう記載すること。

(様式第 3 号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 住所
氏名

年度佐賀県新規漁業就業者支援事業実績報告書

年 月 日付け水産第 号で補助金交付決定の通知があった佐賀県新規漁業就業者支援事業費補助金について、下記のとおり事業を実施したので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県新規漁業就業者支援事業費補助金交付要綱の規定により関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の目的及び効果

2 事業の内容

I 新規漁業就業者支援事業

事業内容	事業費	備考
計		

II 新規漁業就業者支援事業（投資）

事業内容	事業費	備考
計		

3 経費の配分

I 新規漁業就業者支援事業

補助事業に要した経費	負担区分	
	県費補助金	自己資金
計		

II 新規漁業就業者支援事業（投資）

補助事業に要した経費	負担区分	
	県費補助金	自己資金

計		
---	--	--

4 事業完了年月日

5 収支決算

(1) 収入の部 (単位：円)

区分	本年度決算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
県費補助金					
計					

(2) 支出の部

I 新規漁業就業者支援事業 (単位：円)

区分	本年度決算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
計					

II 新規漁業就業者支援事業（投資）

区分	本年度決算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
計					

注1：領収書等証拠書類の写しを添付すること。

注2：漁業体験事業の場合、佐賀県新規漁業就業者支援事業実施要領第4の1の(1)の(オ)の別記様式第2号漁業体験実施報告書を添付すること。

注3：学ぶ給付金事業の場合、佐賀県新規漁業就業者支援事業実施要領第4の1の(2)の(ウ)の別記様式第3号研修状況報告書を添付すること。

注4：新規漁業就業者募集PR事業の場合、佐賀県新規漁業就業者支援事業実施要領第4の1の(3)の(イ)の別記様式第4号新規漁業就業者募集PR事業実施状況報告書を添付すること。

注5：新規漁業就業者・指導漁業者育成事業の場合、佐賀県新規漁業就業者支援事業実施要領第4の1の(4)の(イ)の別記様式第5号新規漁業就業者・指導漁業者育成事業実施状況報告書を添付すること。

注6：漁家後継者研修支援事業の場合、佐賀県新規漁業就業者支援事業実施要領第4の1の(5)の(エ)の別記様式第6号漁家後継者研修支援事業実施状況報告書を添付すること。

注7：新米漁師自立支援事業の場合、佐賀県新規漁業就業者支援事業実施要領第4の2の(1)の(ウ)のイの別記様式第10号新米漁師自立支援事業実績報告書を添付すること。

(様式第 4 号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 住所
氏名

年度仕入に係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け水産第 号で補助金交付決定の通知があった佐賀県新規漁業就業者支援事業費補助金について、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県新規漁業就業者支援事業費補助金交付要綱の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 佐賀県補助金等交付規則第 13 条の補助金の額の確定額
金 円
(年 月 日付け水産第 号による額の確定通知額)
- 2 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等相当額
金 円
- 4 補助金返還相当額 (3 - 2)
金 円

(様式第 5 号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 住所
氏名

年度佐賀県新規漁業就業者支援事業費補助金交付請求書

年 月 日付け水産第 号で補助金の額の確定通知があった
佐賀県新規漁業就業者支援事業費補助金として、下記金額を交付されますよう、佐賀
県補助金等交付規則及び佐賀県新規漁業就業者支援事業費補助金交付要綱の規定によ
り請求します。

記

請 求 額 金 円

(内訳)

事業内訳	請求額
I 新規漁業就業者支援事業	
II 新規漁業就業者支援事業（投資）	
計	

振込先 1 金融機関店名
2 預金等種目
3 口座番号
ふりがな
4 口座名義

(注) 精算払の場合の様式

(様式第 6 号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 住所
氏名

年度佐賀県新規漁業就業者支援事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け水産第 号で補助金交付決定の通知があった佐賀県新規漁業就業者支援事業費補助金のうち、下記金額を交付されますよう、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県新規漁業就業者支援事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請 求 額	金	円
(内訳) 交付決定額	金	円
交 付 済 額	金	円
今回請求額	金	円
残 額	金	円

振込先 1 金融機関店名
2 預金等種目
3 口座番号
ふりがな
4 口座名義

※ 別紙「補助金請求一覧表」を添付すること。

(様式第 6 号別紙)

年度補助金請求一覧表

経費の内訳	県補助金 a	既受領金額		今回請求額		残額		事業完了予定 年月日	備考
		b		c		a・(b+c)			
		金額	出来高	金額	〇月〇日 まで予定 出来高	金額	〇月〇日 まで予定 出来高		
I 新規漁 業就業者支 援事業	円	円	%	円	%	円	%		
II 新規漁 業就業者支 援事業（投 資）	円	円	%	円	%	円	%		
合計	円	円	%	円	%	円	%		

(様式第 7 号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 住所
氏名

年度佐賀県新規漁業就業者支援事業費補助金遂行状況報告書

年 月 日付け水産第 号で補助金交付決定の通知があった佐賀県新規漁業就業者支援事業費補助金について、佐賀県新規漁業就業者支援事業費補助金交付要綱（平成 27 年 4 月 20 日付け水産第 201 号）の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

I 新規漁業就業者支援事業

事業区分	総事業費 (A)	事業の遂行状況 (月 日現在) (B)	進捗状況 (B)/(A)	備考
	円	円	%	
	円	円	%	
	円	円	%	
	円	円	%	
計	円	円	%	

II 新規漁業就業者支援事業（投資）

事業区分	総事業費 (A)	事業の遂行状況 (月 日現在) (B)	進捗状況 (B)/(A)	備考
	円	円	%	

(様式第 8 号)

財 産 管 理 台 帳

補助事業者名：

事 業 名：

番号	名称	規格・機種	数量	取得年月日	取得金額（円）	処分制限期間		処分の状況		備考
						耐用年数	処分制限 年月日	承認年月日	処分の内容	
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
合計										

(注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。

2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。

3 備考欄には、譲渡先、交換先、貸付け先及び抵当権等の設定権者の名称または交付金返還額を記入すること。

4 この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。